

番 号	23-8
案件名	中野区健康福祉総合推進計画（素案）

1 意見交換会の実施状況（自治基本条例第14条の規定に基づき実施したもの）

(1) 実施概要

合計実施回数	2 回
合計参加人数	3 人

No.	日 時	会 場	参加人数	区側出席者（職名）
1	令和5年11月20日（月） 午後7時～8時	中野区役所7階 会議室	2 人	福祉推進課長、スポーツ振興課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、保健企画課長、地域包括ケア推進課長、介護・高齢者支援課長
2	令和5年11月25日（土） 午前10時～11時	中野区役所9階 会議室	1 人	

●配付書類

- ・中野区健康福祉総合推進計画（素案）【概要版】
- ・中野区健康福祉総合推進計画（素案）

(2) 意見交換会における意見・質疑の概要と区の見解・回答 ※1

合計意見数	126 件
-------	-------

詳細は別紙1のとおり（個別意見及び関係団体等との意見交換を含む。）

(3) 意見交換会における意見により変更した箇所とその理由 ※2

詳細は別紙2のとおり（個別意見及び関係団体等との意見交換を含む。）

2 その他の参加の手続き実施状況（個別意見の提出、団体等との意見交換等）

あり

※なしを選択した場合は、以下記入不要。

(1) 個別意見の提出

種 別	意見数
窓口	4 件
電子メール	24 件
ファクシミリ	3 件
電話	0 件
郵送	0 件
計	31 件

(2) 団体等との意見交換の実施状況

合計実施回数	24 回
合計参加人数	228 人

No.	団体名	日 時	参加人数	区側出席者（職名）
		会 場		
1	中野区健康福祉審議会 (スポーツ・健康づくり部会)	令和5年11月6日(月) 午後7時～ 中野区役所会議室	9人	スポーツ振興課長、保健企画課長
2	中野区健康福祉審議会 (地域福祉・成年後見部会)	令和5年11月10日(金) 午後7時～ 中野区役所会議室	7人	福祉推進課長、スポーツ振興課長 障害福祉課長、障害福祉サービス担 当課長、生活援護課長、保健企画課 長、地域活動推進課長、文化振興・ 多文化共生推進課長、住宅課長
3	地域包括ケア推進会議	令和5年11月13日(月) 午後7時～ 中野区役所会議室	13人	福祉推進課長
4	中野区健康福祉審議会 (障害部会)	令和5年11月14日(火) 午後7時～ 中野区役所会議室	8人	障害福祉課長、障害福祉サービ ス担当課長
5	中野区介護サービス事業所 連絡会	令和5年11月15日(水) 午後1時30分～ スマイルなかの	25人	福祉推進課長、介護・高齢者支援課 長、地域包括ケア推進課長
6	中野区障害者自立支援協議会	令和5年11月15日(水) 午後3時15分～ 桃園区民活動センター	17人	福祉推進課長、障害福祉課長、 障害福祉サービス担当課長
7	中野区成年後見制度連携推進 協議会	令和5年11月15日(水) 午後6時30分～ 中野区役所会議室	10人	福祉推進課長
8	中野区健康福祉審議会 (介護・高齢部会)	令和5年11月17日(金) 午後7時～ 中野区役所会議室	7人	地域包括ケア推進課長、介護・高 齢者支援課長
9	中野区医師会	令和5年11月22日(水) 午後7時30分～ 中野区医師会館	15人	福祉推進課長、保健企画課長、地 域包括ケア推進課長
10	中野区歯科医師会	令和5年11月30日(木) 午後7時～ 中野区歯科医師会館	11人	福祉推進課長、保健企画課長、介 護・高齢者支援課長、地域包括ケ ア推進課長
11	次世代育成委員全体会	令和5年12月4日(月) 午前10時～ 中野区役所会議室	22人	福祉推進課長

12	中野区福祉団体連合会	令和5年12月6日(水) 午前10時～ スマイルなかの	10人	福祉推進課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長
13	中野区薬剤師会	令和5年12月6日(水) 午後7時30分～ 中野区薬剤師会館	10人	福祉推進課長、保健企画課長
14	中野区町会連合会常任理事会	令和5年12月11日(月) 午後2時～ 中野区役所会議室	23人	福祉推進課長
15	中野区民生児童委員会長協議会	令和5年12月15日(金) 午後1時30分～ 中野区役所会議室	28人	福祉推進課長
16	中野区シルバー人材センター理事会	令和5年12月21日(木) 午前10時～ 中野区シルバー人材センター本部	13人	福祉推進課長、介護・高齢者支援課長、地域包括ケア推進課長
17	中野区立中学校長会	書面開催	—	—
18	子ども・子育て会議	書面開催	—	—
19	中野区更生保護女性会	書面開催	—	—
20	中野区保護司会	書面開催	—	—
21	東京都柔道整復師会中野支部	書面開催	—	—
22	中野区体育協会	書面開催	—	—
23	中野区フリー活動栄養士会	書面開催	—	—
24	中野区社会福祉協議会	書面開催	—	—

(3) 個別意見の提出、団体等との意見交換等に関する特記事項

・(2) 団体等との意見交換の実施状況について、中野区医師会(No9)、中野区歯科医師会(No10)、中野区薬剤師会(No13)については、中野区健康福祉総合推進計画(素案)及び中野区国民健康保険第二期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画(素案)について意見交換を行った。それ以外の団体については、中野区健康福祉総合推進計画(素案)について意見交換を行った。

※1 計画(条例)全体、項目ごとに作成してください。

※2 意見交換会における意見により区案の加除修正を行なった箇所がない場合も、その旨を明記してください。

計画素案に対する主な意見の概要、区のお考え方及び計画案への反映状況

計画全体に関すること

No.	主な意見	区のお考え方及び計画案への反映状況
1	<p>計画に記載されている取組を行政だけで実施するのは不可能だと思うので、地域人材の確保が必要である。また、人材と財源が不足する中で、どのようなスケジュールで人材における取組を進めていく予定なのか教えてほしい。</p>	<p>地域福祉計画に記載の取組を推進するためには、地域における担い手が必要不可欠である。地域福祉計画においては、計画期間の令和6年度から10年度の5年間で、新たな担い手の育成・支援のために、地域活動への意識の醸成や地域の団体と担い手のマッチング促進、関係機関との研修体制の確立等について取り組んでいく。</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については3年ごとに見直しを図っており、介護人材の確保についても計画に記載し取り組んでいるところである。介護職員のキャリアアップやスキルアップへの支援を引き続き行うとともに、新たに介護人材の裾野を広げる取組などを行っていく。</p> <p>障害者計画においては、民間事業者、区立施設（指定管理施設）は、新卒者の採用活動の他に、中野区社会福祉協議会の開催する合同就職セミナー、人材紹介会社などを活用している。区は、障害者自立支援協議会における事業所間の情報交換の場の提供、国・都の通知等の情報提供などを行っている。</p>
2	<p>若い専門職が業界に入っていないため、人材が育たない。重層的な支援を含めて考えると、他の職種（業界）から呼び寄せる必要がある。中野区は社会資源が豊富であるため、他業種からの人材育成を計画すべきである。</p> <p>また、福祉職のキャリアアップ制度を構築すると、モチベーションが上がるだけでなく人材も集まり、人材定着にもつながる。</p>	<p>イベント等を通じてやりがいや魅力を発信し人材の確保・定着を促すことや、研修費用や資格試験の受験費用の助成や障害福祉サービス従事者の育成研修により、スキルアップにつながる取組を進めていく。</p>
3	<p>外国人雇用については、日本で技術を学び、自国に帰るケースが多い。また、言語や文化の違いから、現場の職員と外国人労働者がうまくいかないこともある。外国人への偏見や差別を解消すれば外国人労働者の人材定着がうまくいくと考える。</p>	<p>外国人労働者の定着が進むよう、外国人に対する差別や偏見を解消する取組を進めていく。</p>
4	<p>審議会にて意見交換を重ねた結果が計画素案に反映されており、評価している。数値の算出根拠についても記載されており、丁寧に作成されている印象を受けた。</p> <p>この計画を達成するために、民間企業や関係団体等がどのように応えていくか、区民をどのように巻き込んでいくかが課題である。計画策定後、しっかり周知や啓蒙活動を図り、区民を巻き込むよう努力してほしい。</p>	<p>本計画素案は、中野区健康福祉審議会の答申内容を反映し作成している。計画に記載した取組内容を達成するため、区民、関係団体及び関係機関等と連携を図り、取組を推進していきたい。また、ホームページや区報等で計画策定について周知を図っていく。</p>

5	健康福祉総合推進計画に盛り込まれた計画は、どれも必要で重要である。これらを推進していくために、中野区の施策を体験できる「健康福祉フェスティバル」といったイベントの開催を提案したい。例えば産業振興センターを会場にして、講演や体脂肪等の測定体験、相談コーナーや展示等を対面で体験することにより、中野区が掲げる計画目標の達成に寄与出来るのではないかと考える。 また、組織の交流が出来ると、区政の活気にもつながると思う。栄養士、看護師等の専門家による相談コーナーから、それぞれ横の繋がりが生まれ、中野区としての問題解決に向けた協力体制の一つになると考えられる。	ご意見を踏まえ、計画目標の達成に寄与するイベントを開催できないか検討していく。
6	今期の計画から新たに盛り込んだ内容について、目がいくような工夫をしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画期間中の新たな取組について、「★」マークを付記することとした。 【別紙2 No.1 参照】
7	子どもに対する取組が少ないように感じる。中野区において児童相談所が開設されたことも踏まえ、子どもの虐待防止や権利擁護に関する施策について具体的に盛り込むべきである。	本計画では、子どもに対する取組として、①子どもの虐待防止施策の充実、②子どもの体力を向上させる取組の推進、③障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進等を記載しているところである。また、子どもの虐待防止及び権利擁護に関する取組は、地域福祉計画内の「施策1 人権の尊重と権利擁護の推進」の中で、記載している。区では、令和5年3月に子どもに関する取組を盛り込んだ「中野区子ども総合計画」を策定しており、これに基づき引き続き取組を推進していく。
8	可能な限り年号記述は和暦と西暦を併記してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.2 参照】

第1章 計画の基本的な考え方

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
9	「中野区子どもの権利に関する条例」には子どもに呼びかける前文が付いており、子育てしている方から励まされたという声が出ている。中野区健康福祉総合推進計画も同じように、計画の導入として、どのようなまちを目指していくのか区民に呼びかけるような前文を追記してほしい。 前文を追記する場合は、個人の尊厳が保たれることがなぜ重要なのかや、お互いに小さな迷惑をかけながら助け合って暮らしていく「お互い様の寛容なまち」を目指すといった内容を含めてほしい。	区民への呼びかけとなる内容の挿入について、ご意見を踏まえ検討していく。
10	「公私のパートナーシップ」という表現方法に違和感を覚える。 行政と民間、公立と私立の施設、区民をも含めた広い意味で「公私」という文言を利用しているならば、「公私」という表現方法は適切ではない。「そのために必要な保健福祉のサービスが行政・施設・区民のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち」とする方が適切ではないか。	今回の中野区健康福祉総合推進計画においては、「健康福祉都市なかの」のまちの姿の見直しは考えていない。用語の精査については、「健康福祉都市なかの」のまちの姿の見直しを行う際に検討していく。

11	概要版における「計画の期間」は理解できるが、素案全文における「計画の期間」は点線や細い矢印が表記されており、分かりにくい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.3 参照】
----	---	--------------------------------------

第2章 中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
12	今後増えるであろうと言われる単身高齢女性への視点が欠けているように思う。区営住宅の増設や家賃補助など具体的な施策をつくってほしい。	単身高齢者については、性別を問わず対応が必要と考えている。 区営住宅については一定の戸数を維持し、民間賃貸住宅ストックを活用した「セーフティネット住宅」の登録促進に取り組んでいる。 家賃補助を行う予定はないが、居住支援協議会を中心とした福祉部門と住宅部門が連携したきめ細かな相談支援や入居支援事業の利用促進に取り組んでいく。具体的には、単身者の見守り及び残存家財の片付け費用等の補償サービスなどを実施し、所得など一定の要件を満たす方に対し、利用料の一部の補助を行っている。
13	区民活動センターが使いづらく感じる。もっとオープンで誰もが使いやすくなる場所にしてほしい。	区有施設の利便性の向上に向け予約システムを導入する予定であり、利用者が使いやすい施設となるよう検討を進めている。
14	アウトリーチチームに一時的に児童館職員が入っていたように思うが、現在はどのようになっているか。 支援の相談が区民活動センターでできるということは、区民に十分伝わっていない。PR不足か、職員の配置の問題ではないか。区民が相談しやすい場所でない、支援の必要な人を見つけることは出来ない。	区民活動センターにもアウトリーチチーム職員が配置され、相談に応じていることを引き続き周知していく。
15	すこやか地域ケア会議に出席しているが、その地域でのサマリーについて話すだけの場だと思っていた。「地域包括ケア推進会議で全区的な解決を図る」のであれば、こういった取り組みをして成果が上がったかの報告をすこやか福祉センターに共有してもらえると、会議の参加者の意識も上がると思う。	すこやか地域ケア会議で明らかになった地域課題の推進会議での検討方法及び地域へのフィードバックの方法について改善を図っていきたい。

第3章 中野区地域福祉計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
16	多様性を認め合う気運の醸成において、区がヘイトスピーチ解消法に基づき、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発に力を入れていることを明記してほしい。また、職員向け人権研修の実施において、ヘイトスピーチ解消に向けた研修についても明記してほしい。	「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」にもとづき、全ての人々が差別をしないことや差別をされることのない環境を目指し、引き続きヘイトスピーチを含めた、様々な人権課題に対して啓発を行っていく。 また、ヘイトスピーチについても「様々な人権課題」の一つと認識しているが、人権課題を全て列挙することは困難なため、計画内では代表的なテーマのみ抜粋し例示している。職員向け人権研修においても外国人の人権問題の一つとしてヘイトスピーチを取り扱っており、今後も人権研修の充実及び強化に取り組んでいく予定である。

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
17	<p>大人の都合や管理のしやすさから、「休み時間であっても他のクラスの教室に行ってはいけない」といった細かいルールや校則が存在するケースがある。これらは、子どもの権利の観点から見て、正当な教育措置といえるのか疑問であるため、小中学校のあり方を総点検することを求める。</p>	<p>学校現場に対しては、教職員を対象に子どもの権利に関する研修を行うなど、子どもの権利の理解浸透を図る取組を行っているところであり、こうした取組を通じて、学校における子どもの権利保障の取組を充実させていく。</p>
18	<p>中野区は、令和5年7月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のグローバルキャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」に署名した。区としてUNHCRと連携し、難民支援の拡大に向けた連携強化の取組や難民への理解を深める機会の充実について明記してほしい。</p>	<p>「難民を支える自治体ネットワーク」は、世界の難民問題を知ることを通じて世界の平和を考える機会の提供を行うといった、難民支援に対する理解啓発のための情報発信等の取組を目的として加入した。今後ネットワークに加入している自治体やUNHCRと連携しながら、区の計画等への反映方法についても検討していく。</p>
19	<p>在留資格のない外国人や、就労が禁止されている外国人は区内にいるか。把握していないのであれば区として調査し、可能な支援をすべきである。</p> <p>① 在留資格「特定活動：難民審査中（3か月）」の外国人は区内にいるか。就労ができないので生計が立てられないはずである。区として何らかの生活支援を実施すべきである。</p> <p>② 在留資格がなく、「仮放免」となっている外国人は区内にいるか。就労が禁止されているだけでなく、医療費が全額自己負担である。支援団体への連携等を実施してほしい。無料低額診療が実現すれば、安心して医療を受けられるのではないか。</p> <p>③ ①や②に該当する外国人の子どもは区内にいるか。全員が漏れなく義務教育を受けているのか区として調査してほしい。さらに、生活困窮の状況や、希望している就労や進学ができていないか確認し、区として支援してほしい。</p> <p>④ ①や②に該当する外国人の生活費を捻出するために、「難民フェス」を開催している支援団体が存在する。このような支援活動について区として積極的に支援すべきである。</p> <p>⑤ ①～③の取組を行う上で相談窓口を設置し、広く周知して取り組んでほしい。</p>	<p>①～③について、日本国への出入国については、出入国管理局が手続きを担っているが、中野区内など、地域における各種の統計値などは公表されず、中野区として把握することはできないため、実数は分からない。在留資格がないなど、法律による制限を受けている外国人の支援は、法律による支援との調整が必要であり、自治体独自の支援を実施することは困難な状況である。</p> <p>④について自治体における支援については、法律に基づく支援との関係を整理した上で、難民を支える自治体ネットワークにおいて、情報を共有しながら、必要な支援策を検討していく。</p> <p>⑤については、中野区で生活する外国人を対象に外国人専門相談員を配置した常設の相談窓口を設置していく。</p>
20	<p>「外国人」と一括りに言っても、国籍、永住者、留学生、難民など立場は様々なので、「外国人」ではなく、「中野区に暮らすすべての外国人住民」などといった文言に修正してほしい。</p>	<p>記載の「外国人」とは、特定の在留資格や国籍等を問わず区内在住のすべての外国人を対象としている。</p>
21	<p>少子高齢化社会では、社会資源の効率的な利用が求められるため、街の中の様々なエリアを区分することになる。住環境は、住まいと公園などの緑地（農地）などが隣接していることや、社会インフラをつなぐ移動手段としての公共交通網の整備が要になると思う。</p>	<p>中野区都市計画マスタープランに示す中野区の将来都市像の実現に向け、中野区都市計画マスタープランに基づいた土地利用、市街地の整備、地区まちづくりなどの取組を進めていく。その取組の中で区内の公共交通ネットワーク形成の検討により、誰もが区内を円滑に移動できるよう環境整備を進めていく。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
22	<p>どの公園のベンチも排除ベンチであることに違和感を覚える。手すりをはずすことは難しいことではないため、今すぐ実施してほしい。</p> <p>※「排除ベンチ」とは ホームレスが寝そべったり長時間滞在できないよう、ベンチの座面の仕切りが設置されたベンチのこと。</p>	<p>ベンチの設置の際は、維持補修時の部材の有無や既設ベンチとのバランス等を踏まえて仕切りの必要性を判断しており、無宿者の排除を目的に仕切りのあるベンチを設置している意図はない。</p> <p>ベンチの仕切りを排除ベンチとする意見がある一方、仕切りがあることで、他人との距離が確保されて相席しやすい、仕切りが手すりの代わりになり立ち上がる際の補助となるなどの意見もある。</p> <p>今後も多様な意見を聞きながら、だれもが利用しやすい魅力的な公園づくりを目指していく。</p>
23	<p>「介護予防」という文言を使用すると、介護は良くない状態であるというイメージを抱かせるため、「生涯現役」や「80歳からが楽しい」といった表現の方が良い。</p> <p>スポーツや運動は「頑張るもの」という無意識の感覚があるため、「楽しい運動」や「楽しむスポーツ」という表現の方が良いのではないかと。</p>	<p>厚生労働省が定める介護予防マニュアルにおいて、介護予防とは、「個々の高齢者の生活機能や参加の向上をもたらす、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質（QOL）の向上を目指すものである。」とされており、ご意見のような趣旨に沿ったものとして、この文言を使用している。</p> <p>また、競技的な意味合いに捉えられる「スポーツ」という文言のみではなく、気軽に誰もが取り組むことができる「運動」や「健康づくり」といった表現にしている。</p>
24	<p>孤立は物理的なことだけでなく、心理的、社会的な問題が一番大きい。物理的に場所を作っても、心理的なつながりや社会的なつながりがなければ、次第に参加しなくなり、お互いの意欲が減退する。</p>	<p>区が設置を予定している孤独・孤立に関する協議の場で対策について協議していきたい。</p>
25	<p>ボランティアや地域住民を取り込むには、職員と同程度の経費を予算化する必要がある。「たすけあいの地域」が成り立たなくなっているため、公的事業として地域コミュニティづくりを真剣に模索する必要がある。</p> <p>現在区では、区民活動センターなど地域への業務委託を図っているが、これをもう一歩進めて、担い手育成を事業化すると良い。人材育成を手がける人材をまず育成するべきだ。</p>	<p>地域の担い手の育成は、重要な課題と認識している。区民活動センター運営委員会の将来的なあり方も含め、検討を進めていく。</p>
26	<p>町会では、地域の見守り・支えあいについてどのような役割を果たしているのか明確になっていない。また、地域で支援が必要な方を見つけた場合、町会で情報が止まっていると感じる。どのような対応をすればよいのか。</p> <p>区民活動センターは町会にとって行きやすい場所であるため、区民活動センターにいるアウトリーチチームの職員と町会との意思疎通を密にする取組を具体化してほしい。</p>	<p>町会・自治会は、自主的な活動を行う団体であり、区との協働のもとに様々な活動を通じて地域の見守り・支えあいの役割を果たしている。</p> <p>地域で支援が必要な方については、町会にだけでなく区民活動センター等へも相談をしていただくとよい。</p> <p>また、区民活動センター職員はこれまで、地域における見守り活動や区民活動センターの運営についても町会と意思疎通を図ってきたところであるが、引き続き情報共有の機会を設けるなどし、意思疎通を密に図っていく。</p>
27	<p>主な取組「新たな担い手の育成・支援」において、「区民活動センター運営委員会への支援を通して」と記載されている。運営委員会に委託していると思うが、委託は本来区の業務であることから、「支援を通して」という表現方法は適切でないように感じる。</p>	<p>区民活動センター運営委員会への「地域支援事業」等の業務委託は「新たな担い手の育成・支援」の側面もあり必要な支援を行っていることから、「支援を通して」と表現していたが、ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.5 参照】</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
28	<p>区民活動センター運営委員会は、誰がどのように担っているのか理解されていないと感じる。</p> <p>区民活動センター運営委員会は、男女比を半々とすることや、各年齢層から1人以上委員を選出すること、子育て支援や障害者支援団体等に積極的に声かけをして委員を選出すること、毎年委員を公募することなどを義務づけるべきである。</p>	<p>区民活動センター運営委員会は住民で構成される任意団体ではあるが、委員の選出については、運営委員会と共に検討していく。</p>
29	<p>「ヤングケアラー支援」は、施策5「地域における支えあい活動の推進」の中の取組項目として記載されているが、他の施策に盛り込んだ方が収まりがよいと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.8 参照】</p>
30	<p>中野区健康福祉審議会の答申に盛り込まれている「生活保護については、未だに偏見や利用者への差別意識等の根強いスティグマが存在する。生活保護は最後のセーフティネットとして機能しなければならないことから、スティグマの解消に向けた施策を講じることが重要である。」という内容について、P56「現状と課題」又はP58の「主な取組」に追記してほしい。</p>	<p>生活保護に対する偏見や差別意識といったスティグマの解消は、区として推進しなければならない取組の一つである。中野区健康福祉審議会の答申の内容を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.6、39参照】</p>
31	<p>無料低額診療事業はセーフティネットの一つとして非常に重要だと思うが、それを医療機関の自己負担で実施されていることに危惧を感じる。無料低額診療事業を実施している医療機関への支援を検討してほしい。</p>	<p>重要な社会保障制度であると認識しているが、広域で実施している事業であり、区が独自に支援することは困難である。医療機関への支援の拡充について、国や東京都への要望事項とするか検討する。</p>
32	<p>知人が生活保護の窓口にて相談したところ、職員が親身になって対応してくれた。「支援が必要な人を一人残らず支援につなげる」という観点は生活保護に必須である。今後も温かい対応を求める。</p>	<p>支援を必要な方が申請を躊躇することがないように、普及啓発を行うとともに、職員対応についても研修等を行い向上に努める。</p>
33	<p>「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」と「生活困窮家庭への支援」は主な取組が分かれて記載されているが、生活困窮者への支援として、総合的・一体的に支援するべきである。生活支援は学習支援と結びついているため、「包括的な自立支援」の括りは一緒だと考える。</p>	<p>生活困窮者への支援は、区として一体的に取り組むものだが、「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」及び「生活困窮家庭への支援」については、対象者や担当所管が異なっていることから、主な取組の表記としては分けて記載している。</p>
34	<p>「支援が必要な人を一人残らず支援につなげる」ためには、生活保護に対する区民の理解が欠かせない。「生活保護は恥ずかしいことである」という認識があると、制度が必要な方が申請を躊躇う可能性がある。「生活保護は国民の権利です」というポスターの作成や掲示は心強い。より広く区民に届くように、繰り返しの啓発を求める。</p>	<p>生活保護のポスターについては、支援を必要としている方がためらわず相談できるよう、新庁舎におけるデジタルサイネージを含め、区内施設や区の掲示板などへの掲示をするとともに、SNSも活用しながら生活保護制度について周知を図っていく。</p>
35	<p>生活保護受給者に対しては、支給することや保証することに終始しており、マンパワーや救済の仕組みづくりが遅れていることから、基本的な原因や要因まで辿り着けていない。</p> <p>現実的な対応策と併せて、将来予測に基づいた取組が必要だ。</p> <p>また、生活保護受給者へは、温かく見守る体制ができていないと思う。時間をかけて辛抱強く支援することが重要である。</p> <p>生活保護受給者の運営する社会貢献事業を模索してはどうか。</p>	<p>区独自の社会貢献事業を実施する予定はないが、相談・助言を通して、介護サービスや障害者支援、ハローワークも含めた各種就労支援等に結び付けることで、一律ではなく個々の状況にあわせた自立支援を行っていく。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
36	<p>「施策7 現状と課題」では、「孤独・孤立、ひきこもり」と記載されているが、主な取組や全体を通して、そのキーワードが出てこない。ひきこもりについては、当事者だけでなく、家族への支援も大切である。計画内にて方向性を示した方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.7 参照】</p>
37	<p>「相談したいが行けない」「相談できるところが分からない」ケースが多い。そもそも相談することになれていないため、困っているがどうしたら良いか分からない場合がほとんどだと思う。</p> <p>「相談支援体制の充実」は、些細なことも聞いてくれるという社会的なハードルを下げ、相談者との人間関係を構築することが肝要である。</p> <p>相談する場所をいくら作ったところで、行きにくい・相談しにくい雰囲気を作り出していることを自覚すべきである。</p> <p>生活の身近なところで、相談しやすい・話しやすい場所を作ることから始める必要がある。</p>	<p>区民活動センター職員、区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会による地域への関わりや支援のほか、町会・自治会、民生委員・児童委員の活動など、それぞれの役割の中で適宜連携を図ることにより、複合的な問題を抱えた区民の方への相談体制を構築している。区民活動センターはその相談体制の一環となっていることから、身近な相談窓口としてより一層充実を図っていく。</p> <p>また、自ら区へアクセスすることが難しい区民に対し、相談しやすい窓口となるような雰囲気づくりや分かりやすい案内表示に努めていく。</p>
38	<p>アウトリーチチームや区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会がそれぞれ連携を図っていることから、主語を明確にして記載すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.7 参照】</p>
39	<p>取組項目「地域包括ケア体制の構築の推進」において、「産官学連携」に加え、「医療介護福祉の連携」について追記してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.7 参照】</p>
40	<p>施設に入居している独居高齢者が、医療機関にかかるときの対応について悩んでいる。付き添いがいないと医療機関に受け入れてもらえず、人手が取られてしまう。</p>	<p>アウトリーチチームを中心に地域の関係団体が協議し、病院への送迎への協力体制について検討を進める。</p>
41	<p>救急医療情報キット（緊急連絡カード）が注目されていたが、最近では聞かない。キットがあれば、適切に連絡が取れると思うので、定期的に周知し、活用しなければいけない。</p>	<p>緊急連絡カードについては、毎年区報と区ホームページにより周知している。また、令和6年1月より、緊急連絡カード事業の拡充として「緊急連絡キーホルダー」の運用を開始する。それに合わせてチラシを作成し、緊急連絡カード作成者数の増加に向けて周知していく。</p>
42	<p>支援まではいかないが、不安や心配を抱えている保護者はたくさんいる。中には、子どもの不登校につながる案件もある。区が支援体制を整えているということを保護者にもっと伝えるべきである。</p>	<p>子どもや育児等の不安や心配ごとは地域のすこやか福祉センターや子ども・若者支援センター、教育センターなど相談先があることについて、保護者等により伝わるような周知方法を検討していく。</p>
43	<p>住宅確保要配慮者に対するきめ細やかな相談支援体制の構築において、区営住宅・福祉住宅についても言及してほしい。</p>	<p>住宅確保要配慮者に対するきめ細やかな相談支援体制については、公営住宅等ではなく民間賃貸住宅への円滑な入居促進に重点をおいた取り組みである。なお、区営住宅・福祉住宅についても、入居者の状況に応じ、福祉部門と連携した対応を行っている。</p>
44	<p>診療所等の地域医療機関との連携について重視した記述にしてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.9 参照】</p>

45	<p>医療・介護・障害・福祉・公衆衛生の各事業は細分化されて縦割りの行政管轄となっている。許認可や事業計画の立案等お互いの情報共有や事業のすり合わせがないため、各現場でもそれができないもどかしさがある。</p> <p>地域包括ケアシステムの5領域（住まい、医療、介護、予防、生活支援）について全て正確に説明できる専門職はいないように思う。この業務を中核的に推進する部署が地域包括支援センターであるはずだが、「予防プラン作成センター」の域を出ないため、トータルマネジメントが不在になっているのが現状である。</p> <p>まずは、地域包括支援センターの機能強化を図るべきである。専門職配置を再検討して、5領域の専門職を投入し「ゼネラルマネジメントセンター」として育成することが先決である。</p>	<p>高齢者の地域生活における課題は多様化・複雑化し、高齢者人口の変化に伴い、対応件数も増加傾向にある。今後、地域包括支援センターの体制及び運営の改善を図るとともに、地域包括支援センターのマネジメント強化と人材育成に取り組む。</p>
46	<p>主な取組「地域での医療提供の充実」において、「～継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりとして地域の診療所の機能を守り維持を図ります。」と修正してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.10参照】</p>

第4章 中野区成年後見制度利用促進計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
47	<p>権利擁護の支援と権利侵害の回復の支援により、地域共生社会の実現を目指すことを区の計画でも明記すべきである。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるとしているため、それを踏まえて表現を修正する。 【別紙2 No.11参照】</p>
48	<p>75頁の「申立書の作成支援」については、文頭に「専門職連携による」を加筆した方が、弁護士法・司法書士法との兼ね合いにおいて、誤解が生じない。80頁の「申立書の作成支援」についても同様で、「作成することが難しい方に」の後に「弁護士・司法書士の専門職と連携しながら」を挿入した方が良い。</p>	<p>「申立書の作成支援」については、申立者自身が記載する際に書き方がわかりにくいという場合に記載の仕方を説明する支援とともに、申立書作成そのものが困難な方に弁護士、司法書士の専門職を紹介する支援を実施しているため、誤解が生じないように表現を修正する。 【別紙2 No.15参照】</p>
49	<p>「8050問題」については、「9060問題」まで拡大している。現在の中野区の実態に合わせた表記にすべきである。</p>	<p>「8050問題」は「9060問題」まで実態として発展していると認識しているが、「9060問題」という言葉は、行政計画に用語として用いる程に一般的用語として定着はしていないことから、「8050問題」と表記している。</p>
50	<p>成果指標の目標値を数値化することは分かり易いが、新規相談件数等の数値が多いことが権利擁護の評価のすべてではない。成年後見制度連携推進協議会等で、どのような協議等が行われ、権利擁護の施策に反映されたのか。</p>	<p>成年後見制度連携推進協議会では、成年後見制度の運用に関する課題や問題点、効果的な普及啓発事業の手法や工夫について、また各委員の団体等での活動や支援のご経験などから活発な協議をしていただいた。それらの協議を踏まえ、市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用や普及啓発の取り組みに関する施策などを充実した。</p>
51	<p>認知症サポーター養成講座では、権利擁護の観点が含まれていないのではないかと。また、認知症の方に対する支援は、特別な資格よりも近所の見守り支援が重要である。一般の方の理解や近所の人との支援についても記載してほしい。</p>	<p>支援が必要な人の発見や見守り、権利擁護については、既存の事業等も活用し、認知症サポーターの他、近隣住民などが協力し区と連携を図ることが重要であるため、表現を修正する。 【別紙2 No.12参照】</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
52	<p>サポーターを養成している立場から言うと、記載されている内容を担えるような状況にはないと思う。認知症サポーターだけではなく、地域のボランティア等の活用も考えられるのではないかと。また、成年後見制度の利用促進については、まず、ACP等とどのように連携させて制度利用のハードルを下げるかが大事である。</p>	<p>支援が必要な人の発見や見守り、権利擁護については、既存の事業等も活用し、認知症サポーターの他、近隣住民などが協力し区と連携を図ることが重要であるため、表現を修正する。 【別紙2 No.12参照】</p>
53	<p>「各種意思決定支援に係るガイドライン等」という表現は正確ではない。正式な名称を用いるべきである。</p>	<p>正式な表記が正しいが、取組名に並列して記載するのは文が長くなり分かりづらくなってしまうため、表現を修正する。 【別紙2 No.13参照】</p>
54	<p>成果指標の現状値が100%となっており、指標として適切なのか疑問である。</p>	<p>成年後見制度を利用する際の申立て手続が支援により円滑に行われ、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人等候補者が選任されている状況を客観的に数値化し指標にするのは難しいところではあるが、より近い指標を設定する。 【別紙2 No.14参照】</p>
55	<p>ある市の担当者は、虐待の可能性がある場合に、首長申立てをすると説明していた。区長申立てを実施する基準について、誤解の生じない表現にすべきである。</p>	<p>区長申立ては、本人の状態や支援が必要な状況等を把握して、区長申立てが必要となった場合に行っているため、誤解の生じない表現に修正する。 【別紙2 No.16参照】</p>
56	<p>法人でも解散してしまう事例もあり、法人だからといって必ずしも長期間にわたり安定して後見活動ができる訳ではない。適切な後見人等の選任・交代の推進等により、支援チームや中核機関が関わりを發揮したいところである。</p>	<p>法人後見ならば全て、後見活動が長い期間見込まれる案件や複数の課題を抱える案件に対応できるわけではないことは認識している。中核機関や支援チームの関わりにより適切な後見人等の選任・交代を推進していくことと並行して、法人が体制を整え経験を蓄積して、困難で長期にわたる案件にも対応できる団体になっていくよう支援をしていく。</p>
57	<p>高齢の家族は、障害者一人ひとりの権利擁護支援という考えまで至っていないように思う。本人の意思決定の尊重について、分かりやすいパンフレットの作成等により普及啓発に取り組んでほしい。</p>	<p>パンフレット等の作成にあたっては、「意思決定支援」の重要性についても理解を深めていただけるような内容を工夫する。</p>
58	<p>成年後見制度も重要だが、平時の困った際や、緊急で対応できる体制の構築がまず先に必要である。他区では、事前登録制度を設けて対応しているケースもある。 「将来」や「親亡き後」ではなく、その前の段階について計画に盛り込めたらよい。</p>	<p>平時や緊急時にどのように対応していくかが重要であることは認識しており、相談支援事業所や区役所でどのような対応ができるか検討していきたい。また、身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備を見込んでおり、適切に相談に応じられるようコーディネーターを配置する予定である。</p>
59	<p>区職員に対する制度理解のための研修を実施するにあたっては、高齢者に住宅を紹介する際には、近い将来に足腰が不自由になることも想定し、急な階段のみの2階以上の階の部屋は紹介しないようにする等、先を見越した配慮が必要であること等を周知すべきである。</p>	<p>区職員に対する制度理解のための研修については、「制度」の知識だけではなく、権利擁護にあたって配慮すべきことなども学べるよう工夫することを明らかにするため、記述を修正する。 【別紙2 No.17参照】</p>
60	<p>在宅で安心して生活を継続できるようにするためには、地域における医療機関が充実している必要がある。訪問医療が十分でない、入所した後、在宅に戻れずに、入院せざるを得ないことになってしまうこともある。</p>	<p>在宅生活を安心して送れる医療機関の充実が必要であると認識しており、今後も必要な医療提供体制の整備に向け、東京都や区内の医療機関と協議していく。</p>

61	施設入所時の同意書等への署名や身元保証人の問題等について、介護サービス事業所等と行政の連携した取組が必要である。	施設入所時の同意書等への署名や身元保証人の問題等について、契約者が不利益を被ることなく正しい知識に基づいた対応ができるように、介護サービス事業所等と行政が連携して対応していきたい。
----	--	--

第5章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
62	<p>①施策3 成果指標「区立スポーツ施設にて実施した、子ども向け教室の参加人数」は、現状値61,762人に対して目標値を65,000人と増加して設定しているが、人口や子どもが減っている中で、目標値を達成するのは難しいのではないかと。公立小中学校の生徒数は微増で推移してきている。どのような推計のもと2028年度の目標値を設定しているのか。</p> <p>②施策6の成果指標「健康診断を毎年受けている人の割合」は、現状値74.5%に対して目標値を75%と設定しているが、大きな変化が見られず、非常に微妙な数値に感じる。</p>	<p>①中野区基本計画における人口推計を見ると、計画期間である令和10年度（2028年度）までは、増加傾向にある。現状値から5年間で約4,000人の増加、目標は妥当であると考えている。</p> <p>②これまでの傾向や推移を踏まえて設定している。</p>
63	「長時間の座位姿勢の回避等～」とあるが、審議会で議論し新たに盛り込んだ内容であるため、強調して記載した方がよい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.18参照】
64	区内のダンスクラブは、活動場所の確保に苦労しているという話を耳にした。子どもの遊び場をぜひ確保してほしい。	区内スポーツ施設や学校開放など、身近な場で活動しやすい環境を整備していく。
65	施策名に「子どもの」と記載されているので、幼稚園児や保育園児を含んでいると思う。学校保健安全法施行規則では、「児童生徒等」と記されているので、成果指標や現状・課題、主な取組には、「児童・生徒等」と記載した方が好ましい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.19～21参照】
66	ボール遊びができる公園の存在は、一部の子どもしか知らないようだ。年齢関わりなく知ることが出来るよう、広く周知してほしい。	全ての公園において、柔らかいボールで遊ぶことについて緩和しており、区ホームページ及び全公園での現地掲示にて周知を行っているところである。また、多目的運動場などのボール遊びができる施設のある公園は、区のホームページにて周知しているが、引き続き広く区民の方々に認知されるよう努める。
67	ジャングルジム、雲底、木登り等で遊ぶ経験が少なくなっていることから、子どもたちの上半身の力が非常に弱くなっているようである。子どもたちの遊びの中で身体を育むことができるように、また、危険という理由だけで子どもたちから遊びの機会を奪うことがないように取組を進めていくべきである。	上半身の力が低下していることについては、スポーツテストの結果から把握している。また、幼少期の頃から遊びを中心とした身体活動による運動習慣の定着や体力向上に向けた取組については、指導室を中心に進めているところである。保育園や幼稚園等においては「中野区運動遊びプログラム」の取組を進め、区内の小中学校では体力向上プログラムに基づく指導を充実させていく。
68	主な取組「部活動の地域移行・活性化」においては、東京都教育委員会の文言と併せ、「学校部活動の～」と修正した方がよい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.22参照】

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
69	<p>部活動の地域移行・活性化については、早急に体制を整えていくべきである。</p> <p>ここ数年の現状として、</p> <p>①教員は休日の部活動指導に負担を感じている</p> <p>②教員は全く未経験の競技の部活動の顧問をやらざるを得ず、苦しんでいる</p> <p>③教員が指導できない部活動は廃部にするしかないが、保護者が納得しない場合がある</p> <p>④保護者が部活動顧問教諭の指導に苦情を言うケースが増えた</p> <p>⑤地域住民から部活動の音や生徒の道路の歩き方等の苦情が増えている</p> <p>上記の理由から、学校だけで部活動を適切に運営していくには限界が来ていると感じる。</p>	<p>今年度発足した検討委員会で、課題の整理や今後の展開について協議を行っている。</p> <p>柔軟な活動ができる部活動や、地域の人材を活用した部活動の地域移行など、活性化や競技力向上に取り組んでいく。</p>
70	<p>中学校部活動の教員の確保については、今後の検討事項ではなく、早急に取り組むべき事項である。</p>	
71	<p>成果指標「スポーツを支える活動に関わった区民の割合」は10.8%⇒20%とほぼ倍増であるが、学校部活動の地域移行を推進していくとすると、5年後に20%は足りないのではないか。</p>	<p>令和4年度に実施した中野区区民意識・実態調査では、「子どもの運動部活動やスポーツ団体等の運営や支援（審判、指導者、チームの運営役員など）」の活動に関わった人の割合が2.6%であったため、学校部活動の地域移行も見据え、子どもや成人のスポーツ支援、イベント等へのボランティアを増やしていくこととし、目標値としては妥当であると考えている。</p> <p>学校部活動の地域移行が推進されていく過程において、状況を見ながら取り組んでいく。</p>
72	<p>「現状・課題」に「イベント」と記載されているが、「催し物、行事」といった表現方法の方が好ましい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.23参照】</p>
73	<p>スポーツ推進員が近所にいると、いろいろ頼みやすい。全地域に配置してほしい。</p>	<p>区では現在32名のスポーツ推進委員がおり、活動地域を4つのすこやか圏域ごとに分けている。身近な地域で活動しているスポーツ推進委員に依頼してもらいたい。</p>
74	<p>成果指標の現状値が81.9%に対し、2028年度の目標値は90%となっている。現時点で8割以上の方が健康である感覚を持っているにもかかわらず、9割に上げるというのは目標値として現実的でないと感じる。</p>	<p>改定前計画では、2020年度現状値が85.7%に対し、2025年度目標値を90%としていた。2022年度現状値は81.9%に低下したが、引き続き目標値を90%に維持し、事業に取り組んでいきたい。</p>
75	<p>身長、体重、体脂肪、血圧、骨密度、毛細血管スコープ、肌水分量等を測定できる「健康チェックイベント」や「健康まつり」といった相談会を開催してほしい。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、事業の実施方法について検討していく。</p>
76	<p>健診の受診率向上に係る取組を記載しているが、現状、実質が伴っていない。今までと異なった新しい方法で取り組む必要がある。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、事業の実施方法について検討していく。</p>
77	<p>「予防接種」というキーワードが計画に記載されていない。「健康診断」と「予防接種」は連想しやすい関係であるため、盛り込んでもよいのではないか。</p>	<p>施策6においては、疾病の早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図っていくことを目標としており、主に感染症対策として実施している予防接種事業とは位置付けが異なるため、割愛している。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
78	コロナ以前から禁煙外来治療はほとんどできていない。薬が手に入らない状態が続いている。	状況については把握しているが、制度として維持したいと考えている。
79	ある特定の疾病について早期発見、早期治療を目指すといった内容であることから、「がん等検診」が適切ではないか。	レントゲン撮影、血液検査、尿検査といった一般的な健診も含めた内容である。
80	「現状・課題」において、「1日あたりの食塩摂取量の目標値は一日8g～」と記載されているが、「健康日本21（第三次）」では、7gと変更されている。7gを盛り込んだ方がよいのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.24参照】
81	「施策7 食育の推進」では、8つの取組項目が掲げられており、おおむね網羅されていると思う。今後どのように具体化していくのか分からないが、45年間栄養・食生活の面から地域活動を続け、区民の健康づくりに貢献してきたフリー活動栄養士会を活用してほしい。 また、調理実習が出来る場所や、食の講座を実施できる高齢者会館を増やして欲しい。 高齢者における食育の推進においては、パンフレットの配布だけでなく、対面で話を聞きながら問題を解決していく事が大事だと考える。	多様な食生活の実態を的確に捉え、効果的に食育を推進するためには、地域の人材や社会資源とつながりを持ち、協働して課題に対応していくことが重要であると考えているため、引き続き連携を図ってきたい。 また、今年度食育講習会の一環として、高齢者会館で調理実習を実施し、区民の方から好評だったため、次年度以降も関連部署と連携し、同様の取組を継続していくことを検討する。
82	健康的なライフスタイルを身につけるには、運動・スポーツだけでなく、健全な食生活や歯と口腔の健康も大切だと思う。基本施策3だけでなく、全面に出してほしい。	計画目標である「区民一人ひとりが、健康的なライフスタイルを身につけ、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会」の実現に向け、3つの基本施策を掲げており、それぞれが欠かすことのできない重要な取り組みであると認識している。
83	「施策7 食育の推進」において、ヘルパー対応の食育について盛り込んでほしい。	現状、区において該当する事業がないため、今後検討していく。
84	「食育広場」として関係職種による相談コーナーを設け、食支援につなげてほしい。	区内の各すこやか福祉センターにおいて、乳幼児から高齢者までの健康づくりを支援することを目的に栄養相談を実施している。積極的に利用してもらえよう取組の周知を図っていく。
85	「⑤高齢期」において、低栄養予防の目的を強調すると良いと思うため、5行目に「フレイルを予防するため」低栄養予防の～と表現を修正してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.25参照】
86	「各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援」において、成人期のステージでは特に18歳から30代に注目すべきである。仕事、妊娠・出産、子育てなどで多忙な時期で、将来の生活習慣病の予防や子育てに中心的な存在であり、影響が極めて大きい。やせの問題、不規則な食べ方、偏りが推測され、子どもの食事などでもたくさんの情報を得ても実際に応用できない例をよく耳にすることから、気軽に相談できる場が必要だと思う。	区内の各すこやか福祉センターにおいて、乳幼児から高齢者までの健康づくりを支援することを目的に栄養相談を実施している。積極的に利用してもらえよう取組の周知を図っていく。
87	主な取組「食育推進団体や区内栄養士等との連携と人材育成」において、中野区フリー活動栄養士会をもっと活用してほしい。	多様な食生活の実態を的確に捉え、効果的に食育を推進するためには、地域の人材や社会資源とつながりを持ち、協働して課題に対応していくことが重要であると考えているため、引き続き連携を図ってきたい。

88	<p>自然と健康的な食生活を送りやすい環境をつくるため、食品関連事業者には消費者に向けた健康に配慮した食事や食品の改良などが求められているが、消費者側にも上手な利用の仕方、選択、調整ができるように啓発する必要があるのではないかと。外食が増え、お弁当、惣菜、半調理した食品、冷凍食品、レトルト等の購入、配食を利用する人が増えている。栄養相談でもそれらを踏まえて、その人にあった健康に配慮した食事の整え方を共に考え、支援したいと思う。</p>	<p>「食品関連事業者における食育の推進」にかかる取組内容であるため、記載はしていないが、ご指摘のとおり消費者への啓発についても併せて実施していくことが重要であると認識している。</p>
89	<p>高齢期における食育活動として、高齢者会館での生活機能向上プログラムやなかのからだ・ナビも有効である。食育も介護予防も、区内や地域の栄養士を積極的に活用してほしい。</p>	<p>介護予防・フレイル予防の要の一つである栄養（食・口腔機能）に関する普及啓発事業等の取組を推進していくために、地域で活動している団体等多様な主体との連携が必要だと考えている。今年度食育講習会の一環として、高齢者会館で調理実習を実施し、区民の方から好評だったため、次年度以降も関連部署と連携し、同様の取組を継続していくことを検討する。</p>

第6章 中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
90	<p>シルバー人材センターにとって、会員を増やすことは第一目標である。会員を増やし実績を作らなければ、計画に記載されている内容は達成できない。また、会員になって働くことで、友人の輪が広がり、認知症にもなりにくくなるという好循環が生まれる。</p> <p>現在、費用を負担して掲示板等に会員募集の広告を掲載しているが、費用を負担すること自体考えられないことだと思う。せめて敬老の日がある9月の区報では、シルバー人材センターの特集記事を掲載し、広く周知してほしい。他区では既に取り組んでいる。</p> <p>区とより連携を図ることで、できることもたくさんあるはずである。区とシルバー人材センターで話し合いの機会を設けてほしいと思う。</p>	<p>シルバー人材センターの広報に関して、区と連携して進めていけるよう、協議の機会を持ちたいと考える。</p>
91	<p>総務省が実施している「デジタル活用支援推進事業」について、中野区シルバー人材センターは事業実施団体として採択され、「シニア向けスマートフォン講習会」を開催している。3会場で100名ほどの受講生に指導したが、定員を大きく上回る申し込みが続いている。総務省から補助金が支給されているが、今後も事業を推進していくために、区からの補助金について検討してほしい。</p>	<p>シルバー人材センターの運営経費については、今後も支援の範囲等に関して、検討していきたい。</p>
92	<p>シルバー人材センターの場所が不便だと感じる。もう少し立地がいいと人が来やすく、支援もしやすい。駅近の移転について検討してほしい。</p>	<p>令和3年に策定した中野区区有施設整備計画では、産業振興センターにおける経営支援機能及び経済団体事務所が商工会館跡に移転した後、シルバー人材センターの移転を検討することとなっている。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
93	<p>痰の吸引や土日に出勤できるヘルパーが少なく苦勞している。区として、痰の吸引に対応できるヘルパーの事業所を支援する考えはあるか。在宅で生活している難病の方で、呼吸器を付けている方や日常生活動作が全介助の利用者は、家族だけでは介護できないため、重度訪問介護サービスを上乘せしてサービスを利用しているが、それらを担える人材が少ないのが現状である。重度訪問介護を担える職員の育成に取り組んでほしい。今後、高度な医療技術が必要な方が次々に退院し在宅が増える。体制づくりについても検討し、計画に盛り込んでほしい。痰吸引の研修を受講した職員にとって仕事のしやすい環境づくりや、事業所への支援は区として大切な事業である。</p>	
94	<p>事業所の開設時に、障害福祉サービス事業所として東京都から指定を受けたが、一度もサービスを提供しなかった。痰吸引の研修を受講する時間もない。小さな事業所であるため、痰吸引といった長時間のサービスをヘルパーが提供すると、他の事業ができなくなるだけでなく、代えのヘルパーを見つけることも難しい。難病や重度障害者を介護事業所が受け入れられるようにするには、人材確保が大切である。事業所としては、24時間365日対応しているが、土日に出勤する職員は非常に少ない。区内の訪問介護事業所にアンケートを取り、なぜ受け入れることができないのか等情報収集してはどうか。</p>	<p>区内介護事業所の状況や、国や都が実施する支援等を把握し、必要な支援を検討していく。</p>
95	<p>重度訪問介護は介護保険サービスより単価が安いいため、受け入れたがらない介護事業所が多い。杉並区では、年に1回の更新時にケアマネジメント計画費16,000円程度の手当がつく。重度訪問介護も行っているケアマネジャーへの支援について考えてほしい。</p>	
96	<p>取組項目「在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発」において、他区に住む両親や親族の相談を患者から受けることがある。家族が他区にいる区内在住の患者は、中野区だけ頑張っても患者にサービスが行き届かないこともあると考えられるので、区民への啓発だけでなく近隣区や東京都とタッグを組んだ啓発事業も大事だと思う。</p>	<p>東京都や近隣区と連携するとともに、個別の相談へ丁寧に対応できる体制づくりにより、在宅療養、在宅での看取り等についての理解啓発を進めていく。</p>
97	<p>取組項目「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」について、「推進」ではなく「連携」「活用」などの表現にしてはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.26参照】</p>
98	<p>あらゆる区民が読んで分かるような表現で記載すべきである。123項の「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」については、何を推進するのか区民は分からないと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.26参照】</p>
99	<p>「相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し～」とあるが、オレンジカフェは地域が個別にやるものである。区として整備するという事なのか、関連する様々な事業を整備するという意味なのか分かりづらく、誤解を生むのではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。オレンジカフェは地域住民、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営しており、区は登録したオレンジカフェに対し運営、広報等の支援を行っている。 【別紙2 No.27参照】</p>

100	一人暮らしの高齢者の増加にあたり、積極的に社会参加している高齢者よりも孤立している高齢者にもっと目を向け、強化してほしい。声掛けの必要性を感じる。	中野区社会福祉協議会では、一人暮らしや身寄りのいない高齢者への支援として、定期的な見守りや日常的な金銭管理等を実施するあんしんサポート事業のほか、高齢者困りごと支援事業、地域福祉権利擁護事業、成年後見支援事業などに取り組んでいる。また、区では緊急一時宿泊事業や高齢者施設措置を実施しており、今後も引き続き各種事業について周知を図るとともに、支援体制を強化していきたい。また、75歳以上の単身高齢者及び75歳以上のみ世帯に対し、民生委員の訪問による高齢者訪問調査を毎年実施している。不在等により訪問できなかった場合には、区職員や地域包括支援センター職員の訪問によるフォロー調査を行っている。さらに、区民活動センター等でのサロンを定期的で開催し、孤立しがちな高齢者の居場所を提供しており、引き続き周知を図っていく。地域団体が行う見守り活動、地域包括支援センター、アウトリーチチーム（地区担当）等複数の関係機関が連携し、今後も見守りを行う体制を整えていく。
101	離職者の割合について、現状値15.6%に対し、目標値は12.0%と設定しているが、3.6ポイント減はかなり大きな目標である。目標値を設定するにあたって具体的な取組は考えているのか。	令和5年度から実施している地域密着型サービス事業所の宿舍借り上げ支援事業等の取組に加えて、今後も様々な施策を検討していきたい。
102	「指導監督」という表現は、事業所からするとナーバスを感じる。例えば「支援」など、もう少しソフトな表現を検討してほしい。	介護保険施設等に対する指導の実施に当たっては、当該施設に対する支援として行うこととされていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.28参照】

第7章 中野区認知症施策推進計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
103	認知症は予防という観点も重要であると思うが、「認知症になったら人生が終わる」というイメージが強くなるように配慮してほしい。	認知症はだれもがなりうるという認識のもと、認知症への正しい理解の普及啓発活動に努める。
104	「認知症あんしんガイド」といったパンフレット類を作成するときは、分かりやすい表現を用いたり、複数のパターンで作成すると周知の効果が上がり、より早期発見につながると思う。	「認知症あんしんガイド」については、現在の冊子の他、利用する人に合わせ複数のパターンを作成することも検討する。
105	中野区は独居高齢者が多い。高齢になるほど医療機関を受診する割合が高いため、普段の診察から認知症の予兆にも気づきやすい。医療機関や歯科医院、薬局等は早期発見を支える体制の一つとして、ぜひ活用してほしい。	中野区医師会は独自に認知症アドバイザー医制度を設け、認知症の人への対応を行っている。区医師会や薬剤師会とも、今後更なる連携強化を図り、認知症施策を推進する。
106	認知症の人に対する医療体制に問題を感じる。家族が認知症だったが、認知症を理由に一般的な医療サービスを受けることができなかった。どのような状況であっても適切な医療を受けられる環境であることが、本来あるべき姿だと思う。	認知症になっても本人の意志を尊重した医療を受けるためには、認知症になる以前からの本人の意思決定支援が必要である。ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を更に推進する。

107	認知症の方やその一歩手前の方が社会参加できる機会や、コミュニケーションできる場を積極的に設けてほしい。 また、認知症の方がウエイトレスする「注文をまちがえるカフェ」という取組があるように、認知症の方が社会的な役割を担う経験ができる場をつくってほしい。認知症の理解に対しても有効であるため、「注文をまちがえるカフェ」の取組を区のイベントで実施してほしい。	現在区内にはオレンジカフェが19箇所あり、令和8年度までに20箇所を目指し、オレンジカフェ等への支援を進めている。また、民間企業等と連携し、認知症の人や家族の居場所の設置を進めている。認知症の人の社会参画についても、民間企業等と連携し推進する。
108	「ケアラー」が用語解説にないため、記載について検討してほしい。もし用語解説に入れるとすれば、「ヤングケアラー」「ビジネスケアラー」「ダブルケアラー」「トリプルケアラー」など様々な種類が存在している旨も説明に記載したほうがよい。少なくとも国で言われている「ヤングケアラー」「ビジネスケアラー」は触れておいたほうがよいと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.38参照】
109	高齢者2人世帯で、夫が亡くなり、妻が認知症というケースがあった。民生委員との関わりや連携、地域での見守りが重要である。	民生児童委員や地域団体、民間事業者、教育機関などと連携した地域での見守りを充実させるため、意見交換会等を通じ、多機関協働で支える地域づくりを進める。

第8章 中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
110	障害者差別解消は一朝一夕には進まない。漫然と取組むのではなく、例えば年度毎に一定地域を指定し、町内会あるいはその地域の諸団体と協力して集中的に解消キャンペーンを計画するなどして、2028年度の成果指標の目標値を50%以上に引き上げてほしい。	令和10年度の目標値は、令和4年度の現状値や調査年度毎の数値の推移等を勘案し設定したものである。この目標を達成するため、令和6年度以降、これまでの取り組みを継続しつつ、より区民への理解が広がるよう、各地域で開催される各種イベントについて、主催者に働きかけ、障害者が参加しやすくなるための配慮や工夫を呼びかけていく予定である。
111	区内での虐待事例が事業者へ情報提供されていない。具体的な事例を事業者へ提供するとともに、区報特集等の虐待防止に係る啓発事業について検討してほしい。	中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会には事業者も参加しており、虐待の事例をもとに対処等を検討している。また、啓発としては、具体例を掲載したパンフレットを配布しているほか、今年度、「中野区障害者虐待マニュアル」を改訂し、以前より具体的な参考事例や考え方を掲載しており、区内事業所へ配布を予定している。
112	将来あるべき姿について記載すべき箇所に対し、5段落目には「包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続していきます」と記載され、他の内容と異なり具体的であるように感じる。「実現すべき状態」の表現ではないように思えるが、表現方法について検討してほしい。	「障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続します。」とした理由は、障害者の状況、社会の状況、時代背景は常に流動的であり、1つを整備して終わりではなく、状況を把握し、検証、修正を図るために検討を続けることを示すためであるが、ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.31参照】
113	2段落目「支援を検討していきます」という表現ではなく、「体制の整備を行います」といった表現に修正してほしい。	必要とする人への支援を進めるための記載としていたが、環境整備の推進も含めた表現に修正する。 【別紙2 No.32参照】

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
114	<p>「主な取組①地域の相談支援体制の強化」において、「ハンドブックの配布」とあるが、すこやか障害者相談支援事業所以外の相談支援事業所にも配布しているのか。ハンドブックの配布や研修受講等について、すこやか障害者相談支援事業所だけでなく一般の障害者相談支援事業所ができれば、相談支援の幅が広がると思う。</p>	<p>ハンドブックとは「中野区相談支援専門員ハンドブック」を指し、相談支援事業所の指定を受けた事業者には配布しており、事業者向け研修にも活用している。 【別紙2 No.33参照】</p>
115	<p>先日のタウンミーティングにおいても、相談支援のあり方や相談支援の周知については、大変分りにくいという指摘があった。計画には、どのように反映されているのか。 また、ホームページでの見やすさや探しやすさについても課題があると思う。計画内に具体性や実現性の感じられる文言を追記してほしい。</p>	<p>当事者にとっても情報取得のしやすい環境を推進する必要があると考える。 素案172ページの主な取組②多様化するニーズへの対応に、「等しく情報を取得する環境を整備」する旨を記載しており、ホームページの改善等も含め検討していく。</p>
116	<p>すこやか障害者相談支援事業所は土曜日にも相談を受け付けているが、相談内容によっては取り扱えない業務もある。取り扱えない業務があることも併せて周知すると、現場の職員は助かると思う。</p>	
117	<p>高齢障害者の介護保険への移行は、スムーズにいくことが大切である。「改定前の計画に基づき実施した主な取組」には記載があるが、今後も引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>高齢障害者の介護保険へのスムーズな移行のため、相談機関等と連携し、対象者に案内、支援を行う。</p>
118	<p>特に共同生活援助において、現行の報酬制度では若い福祉人材の確保は難しい。都の加算制度に加え、区として独自の加算制度を検討し、具体化を進めてほしい。</p>	<p>グループホームの運営に関しては、自立支援給付の他に都要領を元に加算を行っており、令和6年度の報酬改定により福祉職員の処遇改善も予定されている。更なる上乗せをする予定はない。</p>
119	<p>障害者の就労支援については、中野区障害者福祉事業団に丸投げすることなく、区としてしっかり推進してほしい。</p>	<p>区の就労支援センター機能を担う中野区障害者福祉事業団が実施する就労支援は、区の委託事業であり、業務遂行において頻繁に連絡・調整を図っている。今後も連携体制を維持していく。</p>
120	<p>障害児を受け入れる幼稚園や保育園の受入枠が広がっていない。</p>	<p>素案191ページに「保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるような地域の子育て環境の整備を図ります」と記載しているところだが、実現に向けて、より踏み込んだ表現に改めるよう修正する。 【別紙2 No.34参照】</p>
121	<p>医ケア児の学童クラブでの預かりについて、現在どのような状況か教えてほしい。</p>	<p>令和6年4月から受け入れられるよう準備しているところである。学務課と連携を図りながら、放課後も切れ目なく支援できるようにしていきたい。</p>
122	<p>緊急時に安心して子どもを預けられる場所の確保として、日中一時保護事業を行っている区立障害児通所支援施設において、宿泊事業は考えているか。</p>	<p>区立障害児通所支援施設では、設備上、新たに宿泊を伴う一時保護を実施することは困難である。宿泊を伴うサービスとしては、障害者総合支援法に基づく短期入所があるが、区内の短期入所事業所で障害や発達の課題のある子どもも受け入れられるよう、事業者には働きかけていく。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
123	2段落目に「障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備に取り組みます」と記載されているが、重い障害の子どもを持つ保護者にとっては、強い要望であると思う。もう少し進展が分かるような表現方法を検討してほしい。	第3期中野区障害児福祉計画の成果目標の「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」の項目として、次期計画期間内に区内事業所を3か所とするよう、計画化した。
124	小児科のベッド数が少ないため、障害児の受け入れ体制が十分でない。区だけで完結することは難しいので、他区との連携を視野に入れてほしい。	障害や発達に課題のある子どもを受け入れるための広域的な医療連携については、課題として認識し、今後、検討していく。
125	「対象児に関するコーディネーターの配置」については「有」となっているが、医ケア児コーディネーター研修を受講した区の職員が1名いるだけである。内容について、何か具体的に提示できることはないか。	第3期中野区障害児福祉計画では医療的ケア児等コーディネーターの配置人数について具体的な記載はしていないが、中野区障害者計画の課題5の施策3「医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備」に方向性を示した。民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターの活動促進につながるよう、必要な体制を検討、確保していく。
126	サービスの見込量等については、エビデンスに基づいた数値を目標として掲げている。これを超過した際に、利用の抑制につながってはいけない。目標を達成するために、様々な連携を図り協力し合えればよいと思う。	ご意見のとおり、サービスの整備量については、その時々状況を踏まえ、見直しを図ることも考えている。また、障害福祉サービスを提供する事業者、関係機関等と調整を図りながらサービスの整備を推進する。

計画素案からの主な変更箇所

※文言整理等の修正は除く

計画全体に関すること

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
1	—	計画期間中に開始する新規事業に、「★」マークを付記		別紙1 No.6 参照
2	—	成果指標等の一部を除き、西暦と和暦を併記		別紙1 No.8 参照

第1章 計画の基本的な考え方

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
3	6	<p>3 計画の期間</p> <p>(追記) 本計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間の計画期間としています。 前期の中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画及び中野区スポーツ・健康づくり推進計画は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間の計画期間としていましたが、中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、中野区障害者計画、中野区障害福祉計画及び中野区障害児福祉計画の改定時期と合わせて令和5年度(2023年度)に見直しを行い、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間の計画として改定します。 中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、中野区認知症施策推進計画、中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画及び第3期中野区障害児福祉計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の計画期間とします。中野区認知症施策推進計画は、新たに策定した計画です。</p>	3 計画の期間	別紙1 No.11参照

第3章 中野区地域福祉計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
4	38	<p>施策1 人権の尊重と権利擁護の推進</p> <p>現状と課題 ○「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。一人ひとりが正しく人権問題を理解し、性的マイノリティ、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。中野区は、令和4年(2022年)に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を制定し、「全ての人がその能力を發揮し、自分らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる地域社会を実現する」ことを目指しています。</p>	<p>施策1 人権の尊重と権利擁護の推進</p> <p>現状と課題 ○「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。一人ひとりが正しく人権問題を理解し、性的マイノリティ、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。</p>	<p>令和4年に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を制定したため。</p>
5	57	<p>施策5 主な取組「3 新たな担い手の育成・支援」</p> <p>(4) 区民活動センター運営委員会との連携により、地域団体の活動支援や、地域におけるコーディネート機能を強化するとともに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手の育成を図ります。</p>	<p>施策5 主な取組「新たな担い手の育成・支援」</p> <p>(4) 区民活動センター運営委員会への支援を通して、地域団体の活動支援や、地域におけるコーディネート機能を強化するとともに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手の育成を図ります。</p>	<p>別紙1 No.29参照</p>
6	58	<p>施策6 多様な課題を抱えた人への支援</p> <p>現状と課題 ○生活保護に至る前の生活困窮者を早急に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、憲法25条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにすることが重要です。また、生活保護に対する偏見や差別意識といったスティグマの解消に向けた施策を講じる必要があります。さらに、生活に困窮している人の自立に向け、支援体制の充実を図ることが必要です。</p>	<p>施策6 多様な課題を抱えた人への支援</p> <p>現状と課題 ○生活保護に至る前の生活困窮者を早急に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、憲法25条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにすることが重要です。また、生活に困窮している人の自立に向け、支援体制の充実を図ることが必要です。</p>	<p>別紙1 No.32参照</p>
7	65	<p>施策7 主な取組「地域包括ケア体制の構築の推進」</p> <p>区民の複雑かつ複合的な生活課題(8050問題、ダブルケア、ひきこもり等)への支援を充実させるため、総合的な相談機能及び地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力及び連携の強化を図るとともに、多職種・多機関協働の伴走型支援を提供します。</p> <p>また、地域包括ケア体制の充実に向け、医療・介護・福祉の連携及び産学官の連携を推進します。</p> <p>潜在的な要支援者の発見、孤独・孤立の防止に向け、アウトリーチチームや区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会等が多職種によるアウトリーチ活動を進め、課題の深刻化を未然に防ぎ、本人やその家族を適切な相談支援につなげます。</p>	<p>施策7 主な取組「地域包括ケア体制の構築の推進」</p> <p>区民の複雑かつ複合的な生活課題への支援を充実させるため、総合的な相談機能及び地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力及び連携の強化を図るとともに、多職種・多機関協働の伴走型支援を提供します。</p> <p>また、地域包括ケア体制の充実に向け、産学官連携を推進します。</p> <p>潜在的な要支援者の発見、孤立の防止に向け、多職種によるアウトリーチ活動を進め、課題の深刻化を未然に防ぎ、本人やその家族を適切な相談支援につなげます。</p>	<p>別紙1 No.38、40、41参照</p>

No.	頁	計画面案	計画素案	変更理由
8	63 66	<p>施策5 地域における支えあい活動の推進</p> <p>施策7 包括的な相談支援体制の充実</p> <p>現状と課題 ○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげる必要があります。</p> <p>主な取組 5 ヤングケアラー支援 ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。</p>	<p>施策5 地域における支えあい活動の推進</p> <p>現状と課題 ○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげる必要があります。</p> <p>主な取組 ヤングケアラー支援 ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。</p> <p>施策7 包括的な相談支援体制の充実</p>	別紙1 No.31参照
9	68	<p>施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備</p> <p>現状と課題 ○区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりとして地域の診療所や病院の機能、連携を強化し、体制の整備を進めていく必要があります。</p>	<p>施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備</p> <p>現状と課題 ○区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう体制の整備を進めていく必要があります。</p>	別紙1 No.46参照

10	71	<p>施策8 主な取組「<u>7 地域での医療提供の充実</u>」</p> <p>地域に密着した身近な医療を提供する診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進します。医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、医療連携を強化することで、区民が必要な時に、疾病や症状に応じて身近な地域で、切れ目なく継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。</p>	<p>施策8 主な取組「<u>地域での医療提供の充実</u>」</p> <p>地域の診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進し、医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、区民が必要なときに、疾病や症状に応じて身近な地域で、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。</p>	別紙1 No.48参照
----	----	---	--	-------------

第4章 中野区成年後見制度利用促進計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
11	77	<p>3 目標</p> <p>区民一人ひとりの意思決定が尊重され安心して自分らしく歩める地域共生社会</p> <p>そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され権利侵害を回復して、安心して自分らしく歩める地域共生社会を目指します。</p>	<p>3 目標</p> <p>区民一人ひとりの意思決定が尊重され安心して自分らしく歩める社会</p> <p>そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会を目指します。</p>	別紙1 No.49参照
12	81 88	<p>施策1、施策3 主な取組「<u>認知症サポーター等との連携</u>」</p> <p>支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。</p>	<p>施策1、施策3 主な取組「<u>認知症サポーターとの連携</u>」</p> <p>支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーターとの連携を図ります。</p>	別紙1 No.53、54参照
13	82	<p>施策1 主な取組「<u>意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進</u>」</p> <p>意思決定支援に係る各種ガイドライン※を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。</p> <p>(※認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン)</p>	<p>施策1 主な取組「<u>各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進</u>」</p> <p>各種意思決定支援に係るガイドライン等を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。</p>	別紙1 No.55参照

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
14	83	<p>施策2 成果指標</p> <p>成年後見制度が必要と思われるが使っていない人を「いない」と答えたケアマネジャーの割合 (設定理由：成年後見制度を必要とする人が利用できていると推測できるため。)</p> <p>現状値（令和4年度）<u>35.5%</u> 目指す方向 <u>↑</u></p> <p>(削除)</p>	<p>施策2 成果指標</p> <p>後見人等候補者と本人や親族等が事前に面談を行った割合※ (設定理由：本人や親族等が納得した上で後見人等候補者を選任することで、制度利用の満足度が上がると考えられるため)</p> <p>現状値（令和4年度）<u>100%</u> 目指す方向 <u>→</u></p> <p>※区長申立てや中野区成年後見支援センターが後見人等候補者紹介に関わる事案のうち、後見人等候補者を決定する前に本人や親族等と事前に面談を行った割合</p>	別紙1 No.56参照
15	84	<p>施策2 主な取組「<u>専門職連携による申立書の作成支援</u>」</p> <p>成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、<u>弁護士、司法書士の専門職と連携しながら本人又は親族申立ての手續が行いやすい環境を整備します。</u></p>	<p>施策2 主な取組「<u>申立書の作成支援</u>」</p> <p>成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、<u>本人又は親族申立ての手續が行いやすい環境を整備します。</u></p>	別紙1 No.50参照
16	84	<p>施策2 主な取組「<u>区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備</u>」</p> <p>(1) <u>認知症・精神障害・知的障害などによって現在、判断能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、本人が法律行為を行うことを支援する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。</u></p>	<p>施策2 主な取組「<u>区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備</u>」</p> <p>(1) <u>成年後見制度を利用する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。</u></p>	別紙1 No.57参照
17	94	<p>施策5 主な取組「<u>支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施</u>」</p> <p>(2) <u>成年後見制度の利用促進担当部署以外の職員を対象として成年後見制度や権利擁護に関する理解を促進する内容の研修を実施します。</u></p>	<p>施策5 主な取組「<u>支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施</u>」</p> <p>(2) <u>後見人等の後見業務が円滑に進むよう、成年後見制度の利用促進担当部署以外の行政内部への研修を実施します。</u></p>	別紙1 No.61参照

第5章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
18	100	<p>施策1 主な取組「魅力あるスポーツ・健康づくり事業の提供」</p> <p>(略)</p> <p>運動・スポーツ習慣の確立のために、自宅でできるトレーニングや、身近な地域でのウォーキング、長時間の座位姿勢の回避等(※)、日常的に手軽に取り組めるメニューを提供していきます。</p> <p>※日本人の平均座位時間は世界最長の7時間と言われており、WHO(世界保健機構)によると、長時間の座位は、心筋梗塞、脳血管疾患、肥満等の様々な健康障害に影響すると指摘されている。</p>	<p>施策1 主な取組「魅力あるスポーツ・健康づくり事業の提供」</p> <p>(略)</p> <p>運動・スポーツ習慣の確立のために、自宅でできるトレーニングや、身近な地域でのウォーキング、長時間の座位姿勢の回避等、日常的に手軽に取り組めるメニューを提供していきます。</p>	別紙1 No.65参照
19	103	<p>施策3 指標設定の理由</p> <p>児童生徒等の体力向上に向けた取組の成果を計るため</p>	<p>施策3 指標設定の理由</p> <p>児童・生徒の体力向上に向けた取組の成果を計るため</p>	別紙1 No.67参照
20	103	<p>施策3 現状・課題</p> <p>学年や性別を問わず、日頃から運動している児童生徒等ほど、体力テストにおける体力合計点が高い傾向にあります。</p>	<p>施策3 現状・課題</p> <p>学年や性別を問わず、日頃から運動している児童・生徒ほど、体力テストにおける体力合計点が高い傾向にあります。</p>	別紙1 No.67参照
21	104	<p>施策3 主な取組「子どもの体力を向上させる取組の推進」</p> <p>運動が苦手な子どもでも進んで参加できるよう、特定の種目に限定せず、児童生徒等の興味や関心に応じて柔軟に活動できる取組や部活動等を充実していきます。</p>	<p>施策3 主な取組「子どもの体力を向上させる取組の推進」</p> <p>運動が苦手な子どもでも進んで参加できるよう、特定の種目に限定せず、児童・生徒の興味や関心に応じて柔軟に活動できる取組や部活動等を充実していきます。</p>	別紙1 No.67参照
22	104	<p>施策3 主な取組「学校部活動の地域移行・活性化」</p> <p>地域の多様な人材を活用し、学校教育の一環としての学校部活動の地域移行を進め、学校部活動の活性化や競技力向上を図ります。</p>	<p>施策3 主な取組「部活動の地域移行・活性化」</p> <p>地域の多様な人材を活用し、学校教育の一環としての部活動の地域移行を進め、部活動の活性化や競技力向上を図ります。</p>	別紙1 No.73参照
23	105	<p>施策4 現状・課題</p> <p>区民がスポーツ・健康づくり活動に取り組むためには、競技指導の経験や催し物、行事等の運営のノウハウ等を持った、「支える人材」が必要不可欠です。</p>	<p>施策4 現状・課題</p> <p>区民がスポーツ・健康づくり活動に取り組むためには、競技指導の経験やイベント運営のノウハウ等を持った、「支える人材」が必要不可欠です。</p>	別紙1 No.78参照
24	111	<p>施策7 現状・課題</p> <p>「健康日本21(第三次)」において1日当たりの食塩摂取量の目標値は一日7gとされていますが、厚生労働省の国民・栄養調査結果を見ると男女とも全年齢で目標値より高い状況です。</p>	<p>施策7 現状・課題</p> <p>「健康日本21(第二次)」において1日当たりの食塩摂取量の目標値は一日8gとされていますが、厚生労働省の国民・栄養調査結果を見ると男女とも全年齢で目標値より高い状況です。</p>	別紙1 No.86参照

25	112	<p>施策7 主な取組「各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援」</p> <p>⑤高齢期 また、食べる機能を維持するための口腔ケアや体操の普及等、フレイルを予防するため低栄養予防の支援も行います。</p>	<p>施策7 主な取組「各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援」</p> <p>⑤高齢期 また、食べる機能を維持するための口腔ケアや体操の普及等、低栄養予防の支援も行います。</p>	別紙1 No.91参照
----	-----	---	--	-------------

第6章 中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
26	133	<p>施策2 主な取組「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用等、区民への啓発に努め、<u>早期発見、早期治療の他、的確な診断やアドバイス、医療機関への紹介を推進します。</u></p>	<p>施策2 主な取組「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用等、区民への啓発に努めます。</p>	別紙1 No.103、104参照
27	137	<p>施策2 主な取組「介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実」</p> <p>地域において認知症の人や家族、支援者が孤立しないために認知症の人や家族、支援者が通うことができ、相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し、運営等の後方支援を行います。</p>	<p>施策2 主な取組「介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実」</p> <p>地域において認知症の人本人や家族、支援者が孤立しないために認知症の人本人や家族、支援者が通うことができ、相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し、運営の支援を行います。</p>	別紙1 No.105参照
28	147	<p>施策1 主な取組「介護サービス事業者に対する適正な制度運用のための支援」</p>	<p>施策1 主な取組「介護サービス事業者に対する指導監督業務の推進」</p>	別紙1 No.108参照
29	151 152 208	<p>5 介護サービス見込量 (差し替え、追記)</p>	<p>5 介護サービス見込量 (略)</p>	介護サービス見込量及び介護保険料の見込みを算出したため。

第8章 中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
30	236	<p>施策1 主な取組「④ 理解促進及び啓発活動への取組」</p> <p>(追記) また、より区民への理解が広がるよう、地域で開催される各種イベントにおいて、主催者に障害の有無に関わらず参加しやすくなるための配慮や工夫を呼びかけていきます。</p>	<p>施策1 主な取組「④ 理解促進及び啓発活動への取組」</p> <p>(略)</p>	理解促進及び啓発活動への取組をより推進するため。
31	241	<p>(2) 実現すべき状態</p> <p>障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討が継続されています。</p>	<p>(2) 実現すべき状態</p> <p>障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続しています。</p>	別紙1 No.118参照

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
32	242	<p>施策1 主な取組「② 多様化するニーズへの対応」</p> <p>また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、等しく情報を取得する環境を整備し、情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行えるように、<u>環境の整備及び支援を推進していきます。</u></p>	<p>施策1 主な取組「② 多様化するニーズへの対応」</p> <p>また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、等しく情報を取得する環境を整備し、情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行えるように、<u>支援を検討していきます。</u></p>	別紙1 No.119参照
33	244	<p>施策2 主な取組「①地域の相談支援体制の強化」</p> <p>また、専門性の強化として、相談支援専門員に対し、<u>中野区相談支援専門員ハンドブックの配布、定例的な連絡会及び研修会等を実施しています。</u></p>	<p>施策2 主な取組「①地域の相談支援体制の強化」</p> <p>また、専門性の強化として、相談支援専門員に対し、<u>ハンドブックの配布、定例的な連絡会及び研修会等を実施しています。</u></p>	別紙1 No.120参照
34	266	<p>施策1 主な取組「② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援」 イ 関係機関の連携による支援</p> <p>障害児通所支援事業所だけでなく保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるよう、<u>さらなる連携を深めていき、地域の子育て環境の整備を図ります。</u></p>	<p>施策1 主な取組「② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援」 イ 関係機関の連携による支援</p> <p>障害児通所支援事業所だけでなく保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるような地域の子育て環境の整備を図ります。</p>	別紙1 No.126参照
35	273	<p>(3) 地域生活支援の充実 ① 取組の方向性</p> <p>このため、身体障害者及び知的障害者を主たる対象とした<u>地域生活支援拠点の整備や、区内に不足する重度障害者を対象とした共同生活援助及び短期入所等の障害福祉サービスの整備を進めます。</u></p>	<p>(3) 地域生活支援の充実 ① 取組の方向性</p> <p>このため、<u>地域生活支援拠点におけるコーディネートなどの配置や緊急時の連絡調整など、機能強化を進めていきます。</u> なお、身体障害者及び知的障害者を主たる対象とした<u>地域生活支援拠点を、令和9年度(2027年度)に開設する予定としており、開設に向けた準備を進めます。</u></p>	重度障害者に対応する施設整備の必要性について、計画に反映する必要があったため。

36	308	<p>④移動支援 ○積算根拠・背景</p> <p>(移動支援事業(個別支援型)) ・移動支援における余暇利用は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響から一定の回復を見せています。</p> <p>・一方、移動支援事業のうち通学等支援においては、保護者の在宅勤務が定着したことなどから、保護者の通学の付き添いが可能になるなど、利用は落ち着いています。</p> <p>・医療的ケア児については、特別支援学校の通学時に専用通学車両に同乗する看護師が確保できず保護者の同乗が求められる事があり、令和6年度から保護者の代わりにガイドヘルパーが支援できるよう条件を緩和します。</p> <p>・令和5年度(2023年度)実績見込みに、伸び率を考慮した積算に、医療的ケア児の専用通学車両への同乗の見込みを加え、以降3年の見込みを算出しています。</p>	<p>④移動支援 ○積算根拠・背景</p> <p>(移動支援事業(個別支援型)) ・移動支援および通学等支援の契約事業者は年々増加しており、それに伴って利用者も増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により、利用者数および利用時間数の減少が見られました。その後、外出先施設の再開に伴い、余暇利用は一定の回復を見せています。</p> <p>・一方、移動支援事業のうち通学等支援においては、保護者の勤務先企業等で在宅勤務が定着したことなどから、保護者の通学の付き添いが可能になるなど、利用は落ち着いています。</p> <p>・令和5年(2023年)の4月から7月までの実績の月平均から令和5年度(2023年度)見込みを算出し、伸び率を考慮したうえで、以降3年の見込みを算出しています。</p>	<p>医療的ケア児に対する支援のうち、令和6年度から拡充する内容を計画に反映するため。</p>
37	323	<p>2 事業及び必要な量の見込 (1) 児童発達支援 ○積算根拠・背景等</p> <p>(追記) 児童福祉法の改正により、令和6年度(2024年度)から、児童発達支援と医療型児童発達支援が一元化されます。</p>	<p>2 事業及び必要な量の見込 (1) 児童発達支援 ○積算根拠・背景等</p>	<p>児童福祉法の改正による児童発達支援(福祉型・医療型)の一元化について、計画に反映するため。</p>

第9章 資料編

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
38	345	<p>(追記) ケアラー</p> <p>こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や親近者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。ケアラーにはヤングケアラー(大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども)やビジネスケアラー(仕事をしながら家族の介護を行っている人)も含まれる。</p>		別紙1 No.114参照
39	346	<p>(追記) スティグマ</p> <p>ネガティブな烙印を押されること。「差別」や「偏見」と訳されることが多い。</p>		別紙1 No.32参照